

豊田市介護保険法の規定による行政指導及び行政処分の取扱要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による改善勧告、改善命令及び指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行う場合の基準を明確にすることにより、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、業務管理体制の整備に関する事項の届出を行った介護サービス事業者又は指定事業者に対する行政指導及び行政処分の公正を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営基準 豊田市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成24年豊田市条例第62号）、豊田市指定居宅サービスの事業等において整備する記録を定める規則（平成24年豊田市規則第74号）、豊田市指定介護予防訪問サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱、豊田市指定生活支援訪問サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱、豊田市指定介護予防通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱又は豊田市指定生活支援通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱で定める人員等に関する基準をいう。
- (2) 行政指導 法第76条の2第1項、第78条の9第1項、第83条の2第1項、第91条の2第1項、第103条第1項、第114条の5第1項、第115条の8第1項、第115条の18第1項、第115条の28第1項、第115条の34第1項及び第115条の45の8第1項の規定による改善勧告をいう。
- (3) 行政処分 法第76条の2第3項、第78条の9第3項、第83条の2第3項、第91条の2第3項、第103条第3項、第114条の5第3項、第115条の8第3項、第115条の18第3項、第115条の28第3項、第115条の34第3項及び第115条の45の8第3項の規定による改善命令並びに法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の29第1項及び第115条の45の9に基づく指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をいう。

第2章 行政指導及び行政処分の基準

(行政指導及び行政処分基準)

第3条 行政指導及び行政処分の基準は原則別表に定めるとおりとし、諸事情を勘案して決定する。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、行政処分をしようとする場合は、豊田市行政手続条例（平成9年条例第1号）、豊田市行政手続規則（平成9年規則第1号）及び豊田市聴聞手続規則（平成6年規則第35号）に従い、意見陳述のための手続を執らなければならない。
- 3 市長は、行政指導をした場合において、市が定める期限内に当該指導に従わなかったときは、その旨を公表するものとする。
- 4 市長は、改善命令をした場合は、その旨を公示するものとする。また、法に規定される指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をした場合は、被処分者の名称又は氏名、該当事業所の名称及び所在地、指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日、指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間並びにサービスの種類を公示するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

改善勧告基準

対象	要件
法第76条の2第1項に規定する勧告を行う場合（指定居宅サービス事業者）	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第70条第9項又は第11項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わないと認められるとき。 2 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について運営基準で定める基準又は員数を満たしていないと認められるとき。 3 法第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認められるとき。 4 法第74条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。
法第78条の9第1項に規定する勧告を行う場合（指定地域密着型サービス事業者）	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わないと認められるとき。 2 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について運営基準で定める基準又は員数を満たしていないと認められるとき。 3 法第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていないと認められるとき。 4 法第78条の4第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。
法第83条の2第1項に規定する勧告を行う場合（指定居宅介護支援事業者）	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について運営基準で定める員数を満たしていないと認められるとき。 2 法第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていないと認められるとき。 3 法第81条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。
法第91条の2第1項に規定する勧告を行う場合（指定介護老人福祉施設の開設者）	<ol style="list-style-type: none"> 1 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について運営基準で定める員数を満たしていないと認められるとき。 2 法第88条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていないと認められる

	<p>とき。</p> <p>3 法第88条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。</p>
法第103条第1項に規定する勧告を行う場合(介護老人保健施設の開設者)	<p>1 その業務に従事する従業者の人員について法第97条第2項の厚生労働省令又は運営基準で定める員数を満たしていないと認められるとき。</p> <p>2 法第97条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。)に適合していないと認められるとき。</p> <p>3 法第97条第6項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。</p>
法第114条の5第1項に規定する勧告を行う場合(介護医療院の開設者)	<p>1 その業務に従事する従業者の人員について法第111条第2項の厚生労働省令又は運営基準で定める員数を満たしていないと認められるとき。</p> <p>2 法第111条第3項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。)に適合していないと認められるとき。</p> <p>3 法第111条第6項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。</p>
法第115条の8第1項に規定する勧告を行う場合(指定介護予防サービス事業者)	<p>1 法第115条の2第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わないと認められるとき。</p> <p>2 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について運営基準で定める基準又は員数を満たしていないと認められるとき。</p> <p>3 法第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていないと認められるとき。</p> <p>4 法第115条の4第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。</p>
法第115条の18第1項に規定する勧告を行う場合(指定地域密着型介護予防サービス事業者)	<p>1 法第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わないと認められるとき。</p> <p>2 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について運営基準で定める基準若しくは員数又は法第115条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないと認められるとき。</p>

	<p>3 法第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていないと認められるとき。</p> <p>4 法第115条の14第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。</p>
法第115条の28第1項に規定する勧告を行う場合（指定介護予防支援事業者）	<p>1 当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について運営基準で定める基準又は員数を満たしていないと認められるとき。</p> <p>2 法第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていないと認められるとき。</p> <p>3 法第115条の24第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき。</p>
法第115条の34第1項に規定する勧告を行う場合（業務管理体制の整備に関する事項の届出を行った介護サービス事業者）	法第115条の32第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認められるとき。
法第115条の45の8第1項に規定する勧告を行う場合（指定事業者）	法第115条の45第1項第1号イからニまで又は法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行っていないと認められるとき。

別表第2（第3条関係）

改善命令基準

対象	要件
法第76条の2第3項に規定する命令を行う場合（指定居宅サービス事業者）	法第76条の2第1項による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第78条の9第3項に規定する命令を行う場合（指定地域密着型サービス事業者）	法第78条の9第1項による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第83条の2第3項に規定する命令を行う場合（指定居宅介護支援事業者）	法第83条の2第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第91条の2第3項に規定する命令を行う場合（指定	法第91条の2第1項による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告

介護老人福祉施設の開設者)	に係る措置をとらなかったとき。
法第103条第3項に規定する命令を行う場合(介護老人保健施設の開設者)	法第103条第1項による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第114条の5第3項に規定する命令を行う場合(介護医療院の開設者)	法第114条の5第1項による勧告を受けた介護医療院の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第115条の8第3項に規定する命令を行う場合(指定介護予防サービス事業者)	法第115条の8第1項による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第115条の18第3項に規定する命令を行う場合(指定地域密着型介護予防サービス事業者)	法第115条の18第1項による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第115条の28第3項に規定する命令を行う場合(指定介護予防支援事業者)	法第115条の28第1項による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第115条の34条第3項に規定する命令を行う場合(業務管理体制の整備に関する事項の届出を行った介護サービス事業者)	法第115条の34条第1項による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
法第115条の45の8第3項に規定する命令を行う場合(指定事業者)	法第115条の45の8第1項による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。

別表第3 (第3条関係)

指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止基準

対象	要件
法第77条第1項に規定する指定の取消し等を行う場合(指定居宅サービス事業者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定居宅サービス事業者が、法第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号の2(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 2 指定居宅サービス事業者が、法第70条第9項又は第11項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 3 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業

所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、運営基準で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき。

4 指定居宅サービス事業者が、法第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

5 指定居宅サービス事業者が、法第74条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。

6 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

7 指定居宅サービス事業者が、法第76条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

8 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

9 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により法第41条第1項本文の指定を受けたとき。

10 1から9までに掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

11 1から10までに掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

12 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

13 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

法第78条の10に規定する指定の取消し等を行う場合(指定地域密着型サービス事業者)

- 1 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 3 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- 4 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、運営基準で定める基準若しくは員数又は従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。
- 5 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 6 指定地域密着型サービスが、法第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 7 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、法第28条第5項(法第29条第2項、法第30条第2項、法第31条第2項、法第33条第4項、法第33条の2第2項、法第33条の3第2項及び法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- 8 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 9 指定地域密着型サービス事業者が、法第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 10 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第78条の7第1項の規

	<p>定により出頭を求められてこれに 응せず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>1 1 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により法第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>1 2 1から1 1までに掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>1 3 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第18項の規定による通知を受けたとき。</p> <p>1 4 1から1 3までに掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>1 5 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>1 6 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
<p>法第84条第1項に規定する指定の取消し等を行う場合（指定居宅介護支援事業者）</p>	<p>1 指定居宅介護支援事業者が、法第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号（同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第9号（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、運営基準で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者が、法第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基</p>

	<p>準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者が、法第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>5 法第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>6 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者が、法第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>9 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により法第46条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>10 1から9までに掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>11 1から10までに掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>12 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
<p>法第92条第1項に規定する指定の取消し等を行う場合（指定介護老人福祉施設）</p>	<p>1 指定介護老人福祉施設が、法第86条第2項第3号、第3号の2又は第7号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について、運営基準で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p>

	<p>3 指定介護老人福祉施設が、法第 88 条第 2 項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の開設者が、法第 88 条第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>5 法第 28 条第 5 項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>6 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>7 指定介護老人福祉施設が、法第 90 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>8 指定介護老人福祉施設の開設者又はその長若しくは従業者が、法第 90 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護老人福祉施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護老人福祉施設の開設者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>9 指定介護老人福祉施設の開設者が、不正の手段により法第 48 条第 1 項第 1 号の指定を受けたとき。</p> <p>10 1 から 9 までに掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>11 1 から 10 までに掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>12 指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
<p>法第 104 条第 1 に規定する指定の取消し等を行う場合（介護老人保健施設の開設者）</p>	<p>1 介護老人保健施設の開設者が、法第 94 条第 1 項の許可を受けた後正当の理由がないのに、6 月以上その業務を開始しないとき。</p> <p>2 介護老人保健施設が、法第 94 条第 3 項第 4 号か</p>

ら第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第11号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

3 介護老人保健施設の開設者が、法第97条第7項に規定する義務に違反したと認められるとき。

4 介護老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。

5 法第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

6 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

7 介護老人保健施設の開設者等が、法第100条第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

8 介護老人保健施設の開設者等が、法第100条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

9 1から8までに掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

10 1から9までに掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

11 介護老人保健施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護老人保健施設の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

12 介護老人保健施設の開設者が第94条第3項第1号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し

	<p>又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
<p>法第114条の6第1項に規定する指定の取消し等を行う場合（介護医療院の開設者）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護医療院の開設者が、許可を受けた後正当な理由がなく、6月以上その業務を開始しないとき。 2 介護医療院が、法第107条第3項第4号から第6号まで、第13号（第7号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第14号（第7号に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 3 介護医療院の開設者が、法第111条第7項に規定する義務に違反したと認められるとき。 4 介護医療院の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。 5 法第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 6 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 7 介護医療院の開設者等が、法第114条の2第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 8 介護医療院の開設者等が、法第114条の2第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護医療院の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護医療院の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 9 1から8までに掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 10 1から9までに掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 11 介護医療院の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護医療院の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関

	<p>し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>12 介護医療院の開設者が法第107条第3項第1号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
<p>法第115条の9第1項に規定する指定の取消し等を行う場合(指定介護予防サービス事業者)</p>	<p>1 指定介護予防サービス事業者が、法第115条の2第2項第4号から第5号の2まで、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号の2(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者が、法第115条の2第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、運営基準で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者が、法第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者が、法第115条の4第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>6 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>7 指定介護予防サービス事業者が、法第115条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>8 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業</p>

	<p>所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>9 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により法第53条第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>10 1から9までに掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>11 1から10に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>12 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>13 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
<p>法第115条の19に規定する指定の取消し等を行う場合（指定地域密着型介護予防サービス事業者）</p>	<p>1 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、運営基準で定める基準若しくは員数又は法第115条の14第5項に規定する指定地域</p>

密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

5 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなかつたとき。

6 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。

7 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があつたとき。

8 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

9 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第115条の17第1項の規定により出頭を求められこれにせず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

10 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により法第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。

11 1から10までに掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

12 1から11までに掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

13 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取

	<p>消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>14 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
<p>法第115条の29第1項に規定する指定の取消し等を行う場合（指定介護予防支援事業者）</p>	<p>1 指定介護予防支援事業者が、法第115条の22第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）又は第9号（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、運営基準で定める基準若しくは員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者が、法第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者が、法第115条の24第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>5 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者が、法第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>7 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、法第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p>

	<p>8 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により法第58条の第1項の指定を受けたとき。</p> <p>9 1から8までに掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>10 1から9までに掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>11 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
<p>法第115条の45の9に規定する指定の取消し等を行う場合（指定事業者）</p>	<p>1 指定事業者が、法第115条の45第1項第1号イからニまで又は法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>2 第1号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>3 指定事業者が、法第115条の45の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>4 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、法第115条の45の7第1項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>5 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>6 1から5までに掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>7 1から6までに掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>